

〔令和7年度〕

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4				—
結果の得られた日	R7.4.24	R7.7.24	R7.9.26				—
硫黄酸化物 [ppm]	3						30以下
塩化水素 [ppm]	4						50以下
窒素酸化物 [ppm]	30						50以下
ばいじん [g/m ³ N]	<0.001						0.01以下
全水銀 [μg/m ³ N]	<2	<2					30以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4				—
結果の得られた日	R7.4.24	R7.7.24	R7.9.26				—
硫黄酸化物 [ppm]	2						30以下
塩化水素 [ppm]	4						50以下
窒素酸化物 [ppm]	36						50以下
ばいじん [g/m ³ N]	<0.001						0.01以下
全水銀 [μg/m ³ N]	<2	<2					30以下

備考：測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4				—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28	R7.9.26				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000040	0.0089	0.00010				0.05以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4				—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28	R7.9.26				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000026	0.0013	0.0000012				0.05以下

備考：測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	基準値 ※2
測定日	R7.4.10	R7.7.3			—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28			—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主 灰） 1号炉	0.0029	0.00011		3以下
	2号炉	0.0016	0.00013		
	集じん灰	0.22	0.13		

備考：※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。

大津市北部クリーンセンター